（推薦者が学術団体である場合）

推　　薦　　者
学術団体名及び所在地
右代表者
氏　名　　自　署（団体における地位、役名等頭書）
住　所
日本学士院長　塩野　　宏　殿

（推薦者が日本学士院会員である場合）

推　　薦　　者
日本学士院会員（第○部第○分科所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　塩野　　宏　殿

（推薦者が日本学術会議会員である場合）

推　　薦　　者
日本学術会議会員（第○部所属）
氏　名　　自　署
住　所
日本学士院長　塩野　　宏　殿

日本学士院会員選定規則（抄）

（候補者の推薦）

**第３条**　日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

⑴　学術機関（大学の各学部及び研究所を含む。）及び学会（学術機関及び学会を以下「学術団体」という。）

⑵　日本学士院会員

⑶　日本学術会議会員

２　前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者１名を推薦することができる。

３　日本学士院会員と日本学術会議会員との２つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。

４　日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。

５　日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。

６　推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。

⑴　被推薦者の氏名、本籍（都道府県名のみ記す。）及び住所

⑵　所属すべき分科

⑶　履歴（概要でよい。）

⑷　主要な学術上の業績（その大要を記載する。）

⑸　主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

７　推薦書は、別記の書式により、推薦者（学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記す。）の署名を必要とする。

８　推薦には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。

９　推薦書は、あらかじめ公示された提出期間内に、日本学士院事務室あてに送付しなければならない。

10　郵送による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便官署の日附印により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。

11　推薦書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。

12　提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。

13　選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。

（被推薦者）

**第４条**　推薦される候補者は、学術上功績顕著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

## 裁判所関係

**平成29年度弁理士試験公告**

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第７条の規定に基づき、平成29年度弁理士試験施行について、次のとおり公告する。

平成29年１月11日　　工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

１　試験の内容　弁理士試験は筆記試験及び口述試験により行い、筆記試験に合格した者でなければ口述試験を受験することはできない。また、筆記試験は短答式及び論文式により行い、短答式による試験に合格した者でなければ論文式を受験することはできない。

なお、試験問題は弁理士法及び弁理士法施行規則の定めるところによるものとし、弁理士試験が実施される日に施行されている特許法等に関して出題する。

２　試験の期日

⑴　短答式筆記試験　平成29年５月21日（日）

⑵　論文式筆記試験　短答式筆記試験に合格した者について、平成29年７月２日（日）に必須科目を、平成29年７月23日（日）に選択科目を行う。

⑶　口述試験　論文式筆記試験に合格した者について、平成29年10月下旬に行う。

なお、詳細な口述試験の期日は、４月中に官報で公告する。

⑷　時間割等　短答式筆記試験、論文式筆記試験及び口述試験の時間割等については、受験者に対して別途通知する。

３　受験地

⑴　短答式筆記試験　東京、大阪、仙台、名古屋及び福岡

⑵　論文式筆記試験　東京及び大阪

⑶　口述試験　東京

※受験地「東京」は東京都の、「大阪」は大阪市の、「仙台」は仙台市の、「名古屋」は名古屋市の、「福岡」は福岡市の、それぞれ近傍を含む。なお、詳細な試験会場については、４月中に官報で公告する。